

外郭団体のあり方に関する指針

制定 平成 29 年 8 月 18 日

最近改正 令和 7 年 ● 月 ● 日

1 目的

外郭団体の自主性を尊重しつつ、公正性や透明性を高め、健全な事業運営・経営となるよう、外郭団体の役割や市の関与のあり方を整理し、所管部局が必要な助言・指導等を行うための指針を定めるものです。

2 指針の対象団体

次の 3 つの基準のいずれかに該当する団体を外郭団体とし、本指針の対象団体とします。

ア 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人（地方独立行政法人を除く。）

イ 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している法人のうち、「吹田市長の調査等の対象となる法人を定める条例」で定める法人

ウ 市が人的かつ財政的支援を行い、設立に関わった団体

団体名	
①	公益財団法人 吹田市文化振興事業団
②	公益財団法人 吹田市国際交流協会
③	一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団
④	公益財団法人 吹田市健康づくり推進事業団
⑤	公益財団法人 千里リサイクルプラザ
⑥	吹田市開発ビル株式会社
⑦	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会
⑧	公益社団法人 吹田市シルバー人材センター

3 外郭団体のあるべき姿

(1) 基本的役割及び運営の基本姿勢

外郭団体は、民間事業者のノウハウなどを活用することで、市が直営で事業を実施するよりも、効果的、効率的にサービスを提供できるとの考えから、市が出資や人的・財政的支援を行い、設立に関わった団体です。

また、本市と連携して公益的な事業を実施しており、市民福祉の向上に対して重要な役割を担っています。

そのため、団体においては、公正で透明性の高い運営に努めるとともに、コンプライアンスの徹底や経営状況の健全性を確保することが必要です。

(2) 組織及び人事管理

ア 組織や、事務処理に関する規程等の整備により、経営責任の所在や意思決定過程の明確化・透明化を図ること。

イ 組織は、団体の事業規模に応じたものとし、簡素で効率的な執行体制とすること。

ウ 関係法令の遵守はもとより、不適正な行為の防止のために、コンプライアンス関係規程や必要な体制の整備、ハラスメントを防止するための措置を講じるなど、組織の体制強化に取り組むこと。

エ 役員数や職員数は、団体の事業規模、経営状況、事業内容等に応じたものとする。

オ 採用にあたっては、公正性・透明性を確保するとともに、広く人材を求めて、十分な知識や経験を持った人材の登用を図ること。

① 役員の選任にあたっては、選考方法や理由等を明らかにすること。

② 職員の採用にあたっては、やむを得ない場合を除き、公募により選考すること。非公募で行う場合は、その理由等を明らかにすること。

カ 役員の報酬については、経営状況等を十分勘案のうえ、定めること。また、退職手当を支給しないものとする。

キ 職員の給与等については、市や類似の民間事業者の給与等も参考にしながら、経営状況等を十分勘案のうえ、定めること。

60 歳以上の職員については、本市制度を参考に、給与水準や福利厚生等を定めること。

ク 職員の資質の向上を図るため、職員研修の充実に努めること。

(3) 事業運営

ア 団体の設立趣旨を踏まえ、民間事業者の経営手法も参考にし、効果的、効率的な事業運営を行うこと。

イ NPO・民間事業者等との事業の競合の有無を絶えず検証し、事業の統廃合・再構築などの視点から、当該事業の必要性や意義を見直すこと。

ウ 事業が社会情勢の変化に対応し、市民ニーズに適応したものであるか絶えず点検評価を行うこと。

(4) 財務管理

ア 計画的で安定した経営を行うため、中・長期的な経営計画を策定するよう努めること。

イ 自主財源の確保に努めること。

ウ 各種経費は、毎年度可能な限り抑制していくこと。

エ 財産の管理運用は、最も確実かつ有利な方法で行うこと。

オ 予算の適正な執行を図るため、外部の専門家による監査を活用するなど監査体制の強化に努めること。

(5) 情報公開

ア 団体の経営状況や事業計画、役員名簿、会議録等を積極的に公開し、経営の透明化を図ること。

また、情報の公開にあたっては、わかりやすい説明に努めるとともに、ホームページをはじめとする多様な手段を活用し、市民への情報提供の充実を図ること。

イ 個人情報保護に関する措置を適正に講じること。

(6) 団体と市の関係についての健全性の確保

ア 元市職員の役員就任は、必要最小限とすること。

イ 元市職員が役員に就任する場合、任期は、原則 65 歳に達した日以降における最初の 3 月 31 日までとすること。団体の業務上特に必要と認められる場合など特別な事情により、65 歳を超えて就任させる場合は、その理由について市に報告すること。

4 市の関与のあり方

(1) 人的・財政的関与

ア 市からの補助金、委託料等について、その必要性等について常に検証を行うこと。

イ 市職員を、原則、団体の職員として派遣しないこと。団体の役員として従事させる場合は、必要最小限の時間に限ること。

(2) 団体の活動状況評価

団体に対し、毎事業年度終了後に、当該年度の本指針に係る活動状況について評価を行い、その内容に関し必要があると認めるときは、団体に対して助言・指導等を行うこと。